

研究種目:基盤研究(B)
 研究期間:2007~2008
 課題番号:19330174
 研究課題名(和文)米国連邦NCLB法下での公教育ガバナンスの変容に関する教育法政策学的研究
 研究課題名(英文) Legal and Policy Analysis on the governance of public education under the NCLB Act in U.S.
 研究代表者
 青木 宏治(AOKI KOJI)
 高知大学・教育研究部人文社会科学系・教授
 研究者番号: 10116999

研究成果の概要:アメリカのNCLB法によって学力テストおよび成績評価向上策が実施されている。2004年から各州、学区、学校から成績、向上値などが公表され、検証されているが、教師、親はそれによるストレス、歪みも感じて、公教育の向上だろうか、との疑問も出されている。いくつかの州、学区、学校の実情を調査し、また、検証研究について調査した。2009年のオバマ政権によるNCLB法の改正の方向も明らかにした。

交付額

(金額単位:円)

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	4,500,000	1,350,000	5,850,000
2008年度	5,300,000	1,590,000	6,890,000
年度			
年度			
年度			
総計	9,800,000	2,940,000	12,740,000

研究分野:社会科学

科研費の分科・細目:教育学・教育学

キーワード:教育行政

1. 研究開始当初の背景

2002年にブッシュ大統領が署名した No Child Left Behindという連邦教育政策を法律化したいわゆるNCLB法は、公民権運動の高まりの中で教育の機会均等とりわけ人種的差別解消を主眼とする1965年初等中等教育法(The Elementary and Secondary Education Act of 1965, ESEA)を継承、改正するものであり、アメリカ合衆国の連邦のさまざまな教育プログラムを

総集するものである。NCLB法は、州、学区、学校がaccountability(performanceの結果責任を含む意味で使用されている)の基準を高めて初等中等学校の学力テストの点数向上の成果を出すこと、生徒の就学する学校を親が選択する弾力性を認めること、基準に基づく教育改革(standards-based education reform, 以前はoutcome-based educationと言われたもの。)を制度として導入するものである。NCLB法は、連邦の教育関与

として生徒のテストを実施すること（2005-6学年度に実施義務）、教員の質確保の基準を設定すること、学校の成果をあげるために学校の統治主体の変更を求めることを強制することなど、公教育の運用に連邦が直接介入するものであるとの批判が強くだされていた。2004年から学力テスト、accountabilityとその中核的しくみであるAdequate Yearly Progress(AYPという)などの実態、効果等が州、学区等が公表を開始した。また、それらの究成果も公表され始めた。

2. 研究の目的

2001年NCLB法がアメリカの教育改革の具体的政策および制度改革としてどのような役割をもっているのか、どのような改革内容なのか、アメリカの公教育制度の伝統的原則にどのような変化をもたらすのか、ということ、実態調査の資料、インタビュー等によって、解明する。具体的には、以下の点を検討することを目標とする。

- NCLB 法と連邦主義、連邦と州・学区の権限配分と役割
- 都市地域の教育ガバナンスと NCLB 法の影響
- NCLB 法の求める学力テストとその成果達成による結果責任を問う accountability 制度の機能
- 学校選択制と NCLB 法

3. 研究の方法

アメリカでの実地調査を重視し、論文、資料では不明の生の声、疑問を掘り起こして、NCLB法の実態に迫ることを目指した。以下のような方法が特徴的である。

- この共同研究は、これまで共同研究者、連携研究者、各自の研究対象地域の蓄積があるので、分担をして、NCLB法に関連するデータ、資料を担当者、研究者のインタビューを含み、収集すること、

- NCLB法と関連させた研究実績をもっている、それらの共同研究会をもち、NCLB法の評価についての共通認識を進めること、
- NCLB法の背景となっているアメリカ公教育の課題を理解することやNCLB法の他のアプローチで取組んでいる研究者からの助言、交流を行うこと。
- アメリカ教育法学会および教育行政学関連学会等での研究状況の情報を得て、研究交流を行うこと、
- アメリカでのNCLB法の実施過程およびその学校ガバナンスへの影響の実証的分析を深めること。

4. 研究成果

(1) 研究課題であるアメリカの2001年NCLB法 (No. Child Left Behind NCLB Act)は、法施行後2004年度から学力テストの成績の公表が開始され、これが学力向上や人種・英語を理解できない子ども・貧困家庭の子どもなどと豊でハンディを持たない子どもとの学力格差を縮小することになっているか、などの調査研究もたくさん公表されてきた。

まず、これらの資料、論文等を各自の研究蓄積から収集し、かつ、現地に赴いてインタビューを行い、論議されている課題等を包括的に収集することができた。

(2) これまでアメリカ経済史の根源的問題を研究してきた大塚秀之氏（北海学園大学教授）を講師として迎えて、アメリカ社会での格差、差別問題を教育差別との関連での考察の必要性を指摘してもらった。

また、NCLB法を含むアメリカの学校改革をテーマにハーバード大学博士号を取得された、吉良直氏（日本教育大学院大学）には、NCLB法の政治過程的分析の報告をしていただいた。有益な示唆を受けることができた。報告集に寄稿してもらった。

(3) 研究代表者、共同研究者、連携研究者は、それぞれこれまで交流し、共同研究をしてきた地域や研究者と課題についての意見交流の機会をもち、NCLB法の今後の課題、都市学区での固有の問題などを確認することができた。具体的には、青木は、ウィスコンシン州、インディアナ州、カリフォルニア州などを主たる調査を行った。坪井はニューヨーク市学区の公教育ガバナンスとNCLB法の調査をおこなった。添田はバーモント州でのNCLB法の学校サイトの課題を明らかにした。高野は、良いチャータースクールの在り方、実績を検証している。山下は、ミネソタ州を中心に学校改善とNCLB法の影響を実地調査を行った。また、研究協力者として橋本宏子氏（神奈川大学法学部）には福祉アドボカシー団体、障害を持つ生徒とNCLB法の調査に参加してもらった。

(4) アメリカでのNCLB法の研究が学会ではどのようになされているか、を学会に参加し確認した。アメリカ教育学会、アメリカ教育財政学会などである。協力者・平成帝京大学神山正弘教授育は、アメリカ教育学会への参加、その後の研究会で報告者として参加してもらった。

(5) これらの講演、報告、インタビューなどは、報告書として冊子体で発行し、研究会として共有し、かつ、研究者に配布するこ

とができた。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計2件)

① 高野 良一、コミュニティー・スクールとしてのチャータースクール、法政大学キャリアデザイン学部紀要第6号、93-118頁、(2009年)、査読なし

① 橋本 宏子、知的障害者と教育を受ける権利、知的障害福祉研究

Support、No. 619、34-35頁、(2008年)、査読なし

[学会発表] (計2件)

① 青木 宏治、アメリカ合衆国におけるNCLB法の法的争点といくつかの批判的意見の検討、日本教育法学会第39回総会、2009年5月30日、於：国士館大学

② 新井 秀明、アメリカにおける教育機会格差と教育行政課題—NCLB法の実施状況から、日本教育行政学会第43回大会、2008年10月12日、於：東京大学

[図書] (計0件)

[産業財産権]

○出願状況 (計0件)

○取得状況 (計0件)

[その他]

6. 研究組織

(1) 研究代表者

青木 宏治 (AOKI KOJI)

高知大学・教育研究部人文社会科学系・教授

研究者番号：10116999

(2)研究分担者

坪井 由実 (TSUBOI YOSHIMI)
北海道大学・教育学研究科・教授
研究者番号：50115664

高野 良一 (TAKANO RYOICHI)
法政大学・キャリアデザイン学部・教授
研究者番号：40175427 (19年度)

新井 秀明 (ARAI HIDEAKI)
横浜国立大学・学校教育学部・教授
研究者番号：40202717

小松 茂久 (KOMATSU SHIGEHISA)
神戸学院大学・人文学部・教授
研究者番号：50205506 (19年度)

添田 久美子 (SOEDA KUMIKO)
愛知教育大学・教育学部・准教授
研究者番号：10353062

中田 康彦 (NAKATA YASUHIKO) 一
橋大学・社会(科)研究科・准教授
研究者番号：80304195 (19年度)

山下 晃一 (YAMASHITA KOICHI)
神戸大学・人間発達環境学研究科・准教授
研究者番号：80324987

(3)連携研究者

高野 良一 (TAKANO RYOICHI)
法政大学・キャリアデザイン学部・教授
研究者番号：40175427 (20年度)

小松 茂久 (KOMATSU SHIGEHISA)
神戸学院大学・人文学部・教授
研究者番号：50205506 (20年度)

中田 康彦 (NAKATA YASUHIKO) 一
橋大学・社会(科)研究科・准教授
研究者番号：80304195 (20年度)